

食祭とは？

高槻の飲食店が中心となって、「大阪・京都の有名店」や「大手フランチャイズ店」ではなく、わが街高槻の美味しい店を知っていただき、より多くのお客様に足を運んでいただけるようにすることを目的としたイベントです。

高槻市民の方々はもちろんのこと、北摂周辺や大阪市内、そして京都からも多くの方々にご来場いただき、まちの活性化へとつなげることでできるイベントをめざします。

高槻の街と飲食店の現状

近年の高槻市は人口の増加に伴って、中心市街地には店舗やビル、ショッピングモールなどが増え、街は大きく変化し経済的にも成長を遂げたように見えます。しかし、その一方で画一的な都市デザインが定型化し、多くの商業テナントには大手フランチャイズ店舗が軒を連ねるなど、高槻らしい文化や個性が失われています。

地元のお客様の声を聞くと、宴会やパーティー、コンパなど外食の際にはアクセスの良い梅田や河原町へ出かけることが多く、市外の友人と高槻で食事をする機会は非常に少ないとのこと。私鉄やJRの特急・新快速停車駅であるというアクセスの良さも、「周辺都市から遊びに来るのが便利」なのではなく「大阪・京都へ出かけるのが便利」でしかないというのが現状です。

食祭で目指したいこと・・・

- 1 地元高槻の隠れた名店の発掘とPR。
- 2 イベントを通じて地元高槻はもとより、近隣（北摂・大阪・京都）からの顧客の開拓と、高槻へのリピート客を増やす。
- 3 多彩な『食文化』の魅力発信（飲食店・酒造蔵元・生産者・食品加工業etc）
- 4 高槻の地域性（生活利便性・自然・観光資源）の魅力発信。
- 5 イベントを共に運営する仲間として、出展者同士、また市民との交流を深め、来場者に楽しんでいただけるイベントをつくる。

食祭2016

開催概要

開催概要・注意事項

イベント名

食の文化祭

～高槻ジャズとグルメフェア～ (愛称：食祭)

日時

10/15(土) 10/16(日) 10:00～17:00 (雨天中止)

場所

高槻市立高槻第一中学校グラウンド／高槻市城跡公園

運営協力金

一日あたり 10,000円 ※雨天の場合も返却致しません。

出展ブース

3m×3mの出展用テントと車1台分のスペースを主催者で用意いたしますが、テーブル、調理機材、什器、消火器などは出展者でご用意ください。

申込

申込書とパンフレット用原稿を実行委員会にご提出ください。

受付メール info@food-festival.jp (食の文化祭実行委員会)

受付FAX 072-671-4100 (高槻まちづくり株式会社)

イベント内容
(予定)

- 市民グラウンドにて食の展示販売 (5つのジャンル別のフードエリアを開設予定)
- ステージアトラクション企画
- ジャズの演奏 ●フリーマーケット
- アートの森 ●社会貢献のひろば ●こどもブース
- パンフレットを約20,000冊作成し、イベントと出展者のPR etc...

ご注意

●販売いただくメニューは、実際にお店で販売・提供されている商品に限らせていただきます。とくにお店の主力商品を中心としたメニューでお願いします。

●飲料類(アルコール・ソフトドリンク)は実行委員会での販売となります。カフェ、バーなどの方で飲料出展を希望の方は事前にお問い合わせ下さい。

●この催しは、まちづくりを目的としたものです。単に利益追求を目的とした出展はお断り致します。イベントの趣旨をご理解いただいた上でのご出展にご協力をお願いします。

食の文化祭出展申込書

実行委員記入欄

受付NO.

ブースNO.

食の文化祭実行委員会
代表 長井 正樹 殿

食の文化祭の趣旨に賛同し、つぎのとおり出展を申し込みます。

出展希望日	A	B	C
希望日に○をつけてください。	10/15(土)	10/16(日)	10/15(土)/16(日)
フリガナ	フリガナ		
会社名(店名)	代表者氏名		
住所 〒			
TEL	FAX		
イベント担当者 イベントに関する連絡 緊急時の連絡先	氏名		
	携帯番号		
	メールアドレス		

出展種別	A:フード出展	B:物販出展	C:その他
該当するものに○をつけてください。			
【ご注意】 飲料類販売は運営費調達のため、実行委員会での販売とさせていただきます。			

出展品目
出展内容を詳しくご記入ください。
※代表メニューを(一点)パンフレットに掲載します。
【ご注意】 お店で提供されているメニューでご出展ください。

火気器具等使用の有無	A:使用するので消火器を持ち込む	C:使用しない
該当するものに○をつけてください。		
【ご注意】 消火器は出展者様ご自身で持ち込み、設置をしていただきます。実行委員会が出展者様にお貸しする用意はありません。		

※平成25年8月に発生した福知山花火大会火災を踏まえ、高槻市火災予防条例の一部が改正されました。対象火気器具等を使用する場合には消火器の準備が必須となります。「対象火気器具等」とは、ガスコンロ・七輪・炭火・ホットプレートなど火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれがある器具をいいます。